

※持参品、料金等詳しくはお問い合わせください。

■場所 橘総合センター

■講習日時 3月27日(日) 講習開始 午後1時30分

※小型船舶操縦士で、有効期限を過ぎた方の講習も同時に行います。

※海技士の免許をお持ちの方は、5日前までに必ず予約をお願いします。

縦免許証の有効期間は5年で、有効期間満了日の1年前から更新期間に入ります。

海技免状および小型船舶操縦免許証の有効期間は5年で、有効期間満了日の1年前から更新期間に入ります。

第15回サザン・セト 大島少年サッカー大会

◆開催日程・場所

○3月26日(土) 午前9時～開会式 (4地区主会場)



午前10時～予選リーグ (町内8会場)

○3月27日(日) 午前9時～順位別リーグ (町内8会場)

○3月28日(月) 午前9時～決勝順位決定トーナメント (町内8会場)

午後2時～決勝戦 午後3時～閉会式 (町陸上競技場)

◆参加チーム 48チーム

◆問い合わせ 周防大島町総合体育館

☎0820(78)2512

■問い合わせ (社)中国船舶職員養成協会 ☎082(255)8705

後期高齢者医療保険料の年金天引き(特別徴収) 4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が引き去りされている年金からの天引き(特別徴収)により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

①本年2月に年金から天引きされた方
②昨年10月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、受給する公的年金が年額

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

◆年金から天引きとなる方も、口座振替による納付に変更することができません。ご希望の方は、各総合支所または各出張所の窓口で手続きを行ってください。(納付状況により変更できない場合もあります。)

18万円以上の方(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき)

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

18万円以上の方(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき)

国税専門官を募集します

試験日程等の詳細は、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆受験資格

- ①昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの者
- ②平成2年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者および平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆受験受付期間 ○4月1日(金)～4月14日(木) (4月14日までの消印有効)

◆問い合わせ

広島国税局人事第二課試験研修係
☎082(221)9211 内線3743・3635
柳井税務署 ☎0820(22)0277
○ホームページアドレス
国税庁 <http://www.nta.go.jp>

協会けんぽからのお知らせ
3月分から健康保険料率が変わります

協会けんぽ(全国健康保険協会)山口支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)から変わります。

○健康保険料率 9.37% → 9.54%
○介護保険料率 1.50% → 1.51%

※月収28万円の場合、加入者負担で月252円増(介護非該当者は238円増)

◆問い合わせ

協会けんぽ(全国健康保険協会)山口支部
☎083(974)0531